

米軍嘉手納基地所属航空機の相次ぐ部品落下事故に対する意見書

去る 5 月 15 日午前、米軍嘉手納基地所属の F-15 戦闘機がエンジン部品の一部を落下、また、21 日にも同基地所属の HH-60 ヘリコプターが日中の訓練中に機体に取り付けられている電波高度計測アンテナのカバーを落下させる事故が発生した。

嘉手納基地所属の航空機は、3 月にも F-15 戦闘機が沖縄本島の北西約 130 キロ沖合の訓練空域に風防ガラスを落下させる事故を起こしたばかりで、以前から欠陥機と指摘され、老朽化も不安視されている同戦闘機は、過去にも風防ガラスや補助翼の一部等の落下事故を幾度となく発生させており、昨年 5 月には国頭村安田の沖合の海上に墜落するという重大な事故も発生している。

また、HH-60 ヘリコプターは、昨年 8 月米軍キャンプ・ハンセン内の山林に墜落炎上し乗組員が死亡する事故が発生しており、さらに本年 5 月には、同型機がうるま市上空で部品を落下させたにもかかわらず、嘉手納基地から沖縄防衛局への通報が事故の 6 日後にしか行われなかつたとの報道もあり、繰り返される事故に加えその通報態勢にも米軍に対する不信感が募る中、一歩間違えれば大惨事となりかねない一連の事故に、周辺住民の不安と怒りは増すばかりである。

本市議会では、これまで事故が起きるたびに幾度となく抗議行動等を展開し、「再発防止」・「安全管理の強化」等を強く申し入れてきたにもかかわらず、またしてもこのような事故が起きており、米軍の事故に対する認識の甘さと再発防止策には問題があると言わざるを得ず、断じて容認できるものではない。

よって沖縄市議会は米軍嘉手納基地所属航空機の相次ぐ部品落下事故に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要求する。

記

1. 部品落下の原因が判明するまで F-15 戦闘機及び HH-60 ヘリコプターの飛行を停止すること
 2. 全ての米軍機について徹底した点検整備と安全管理の強化を図ること
 3. 事故原因を徹底的に究明し、早急に公表すること
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 2 日
沖縄市議会

宛先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長